

日本国 首相官邸
内閣総理大臣 高市早苗 殿

お世話になっております。
添付の通り

*** 自殺予防対策基本法 補則対策提案**

既存の法律に補則する内容の施策提案を送付させていただきます。
何卒 御思慮の上、閣内及び議会に於いての議題の一つとして活発な御議論を
切に願う次第であります。
尚、貴殿に対する郵便物授受フローに沿った、安全面での検閲等を実施して頂いた後の
御拝読を頂いても構わないことを理解した上での郵便物の送付とさせていただきます。

〒001-0011
北海道札幌市北区北 11 条西 3 丁目 2 - 2 3 - 2 2 2

高桑 広仁

連絡先：

日本国 首相官邸
内閣総理大臣 高市 早苗 殿

自殺予防対策基本法 補則対策措置の提案

下記の記述内容にて提案記述書とします。

平成十八年法律第八十五号 に施行された自殺対策基本法に補則的事項としての条文改訂とする提案を致します。

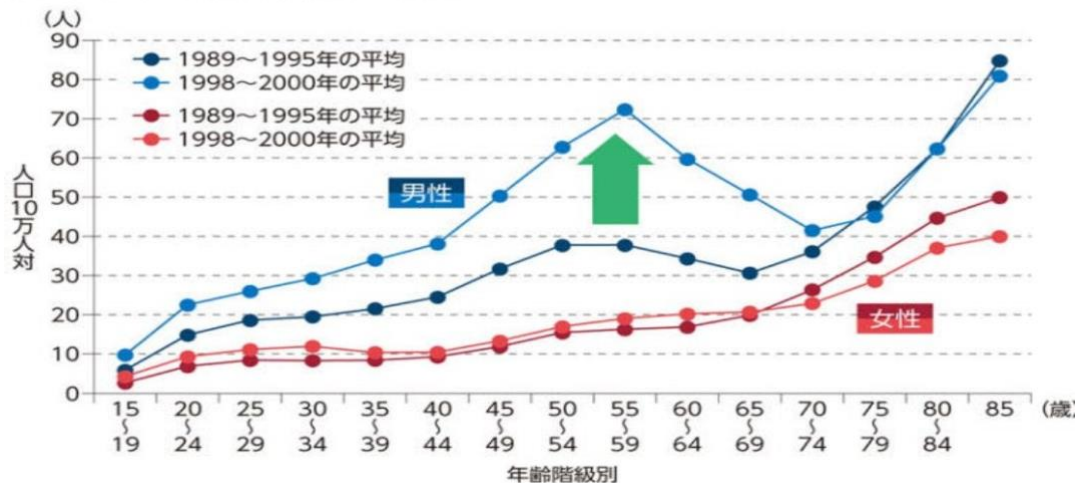
下記グラフに於ける現状に於いて、「自殺率の高止まり」傾向が顕著に見受けられ、政府や NPO 法人又は病院機関にての対策措置を講じてはいるものの未だに歯止めをかけることが出来ない状況であり、政府を含めた上記機関に於ける

「精神的メンタル面からの予防対策のアプローチ」を講じている対策に下記の本来の手段等を排除する対策を並行していくことが、一人でも多くの尊い人命を確実に救う事が出来る

最後の砦としての認識として法案条項補則追記の具体的内容を述します。

尚 直近 20 年余の状況については減少傾向に在ると理解している。

【図2】1998年前後の自殺率の変化



(既存法案補則追記事項)

第五章又は補則措置としての具体的対策

- ① 過去の情報を下に、危険な場所又は箇所に
 - * 侵入を不可能とする措置（海岸・河川・湖 等）
 - * 侵入を不可能とする措置（公共交通機関に於ける不可侵対策）
 - * 危険物や薬物等の販売等に関する更なる規制等
 - * 最後の砦としての認識を伴う表示物や看板 等 の設置

- ② 既存のメンタルヘルス面での予防対策の一環として、

***労働安全衛生法第 13 条**

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は、労働安全衛生法（第 13 条）に基づき産業医の選任が義務付けられており、事由発生から 14 日以内に選任し、労働基準監督署へ報告する必要があります。未選任の場合、50 万円以下の罰金が科される

上記対象に該当する企業について

- ① 産業医の選任確認
- ② 上記①に付して「実態の把握結果」を政府中央機関への報告する工程を追加（属する従業員からの報告案件も報告対象とする）

メンタルヘルスの観点から容易に相談及び対応可能な体制を据える対策がより効果的に予防対策の要となる

(根拠とする最高法規条文)

日本国憲法条文の解釈的対策としての位置付け

憲法第 25 条（生存権）の規定

第 1 項 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

第 2 項 「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」

上記の通り提案内容とす。

令和 8 年 4 月 2 5 日

〒001-0011

北海道札幌市北区北 11 条西 3 丁目 2-23

ノースタウンハウス 222

高桑 広仁

連絡先：